

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	福祉情報システム 日常生活用具費支給事務 基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、福祉情報システムの日常生活用具費支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神戸市長

## 公表日

令和4年5月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	日常生活用具費支給事務
②事務の概要	障害者(児)の日常生活の利便を図るため、日常生活用具の購入費を支給する。 日常生活用具費の支給を希望する市民からの申請を受け付け、障害の種類や程度、世帯の収入の状況等について確認を行い、用具費の支給可否を決定する。
③システムの名称	福祉情報システム、中間サーバーシステム、共通基盤システム(庁内連携システム)、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)自立支援給付台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の84の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7項 別表第二 第108の項 ・神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2 第13の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局障害者支援課
②所属長の役職名	障害者支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神戸市市長室市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(神戸市役所1号館18階) 電話番号:078-333-3330
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉局障害者支援課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(神戸市役所1号館6階) 電話番号:078-333-3330

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ○ ] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ○ ] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1. 概要 障害者(児)の日常生活の利便を図るために、日常生活用具の購入費を支給する。 2. 本人・世帯状況等の確認事務 (1)受給者の個人番号確認と身元(実存)確認 (2)児童の個人番号確認と身元(実存)確認	障害者(児)の日常生活の利便を図るために、日常生活用具の購入費を支給する。日常生活用具費の支給を希望する市民からの申請を受け付け、障害の種類や程度、世帯の収入の状況等について確認を行い、用具費の支給可否を決定する。	事後	
令和4年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事後	
令和4年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 法令上の根拠がないことから、条例化を予定。 (情報照会の根拠) 法令上の根拠がないことから、条例化を予定。	・番号法第19条第7項 別表第二 第108の項 ・神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2 第13の項	事後	
令和4年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	保健福祉局障害福祉部障害者支援課	福祉局障害者支援課	事後	
令和4年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	神戸市市民参画推進局 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎2号館2階) 電話番号:078-322-5175	神戸市市長室市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(神戸市役所1号館18階) 電話番号:078-333-3330	事後	
令和4年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	部署名:保健福祉局障害福祉部障害者支援課 住所:神戸市中央区加納町6丁目5-1(東町13-1 大神ビル7階) 電話番号:078-322-6352	福祉局障害者支援課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(神戸市役所1号館6階) 電話番号:078-333-3330	事後	